

(仮称) 藤沢市ケアラー支援に関する条例 (素案)

への皆様のご意見を募集します。

私たちの社会にはいまだ「介護は家族がするもの」という考えがあり、ケアラー自身に焦点をあてた社会的支援の手が及んでいません。藤沢市議会では介護される方だけでなく、介護「する」側であるケアラーにも光をあて社会全体で支援するための「ケアラー支援条例」を市民のみなさんと一緒に制定したいと考えて、検討を進めてきました。

今回、(仮称) 藤沢市ケアラー支援条例(素案)について、広く市民の皆様の意見や提案を反映させるため、パブリックコメント(市民意見公募)を実施いたします。

■ 素案をご覧ください方法

藤沢市議会ホームページ、もしくは藤沢市議会事務局、市役所総合案内、市政情報コーナー、各市民センター及び公民館をご覧ください。

■ 意見等を募集する件名

(仮称) 藤沢市ケアラー支援条例(素案)に対する意見募集

■ 意見等を提出できる方

「市内在住・在勤・在学の方」、「市内に事業所等を有する方」及び「その利害関係者」

■ 意見等の提出方法

募集期間 2024年(令和6年)6月17日~2024年(令和6年)7月16日<必着>

- ① 書面に住所、氏名及び「意見等を提出できる方」のいずれに該当するかをご記入の上、募集期間内に、次の提出先宛に郵送・FAXまたは持参してください。(裏面をご利用ください。)持参いただく場合は、月曜日~金曜日午前8:30~午後5:00でお願いいたします。
- ② 市議会のホームページからも提出できます。

https://shigikai.city.fujisawa.kanagawa.jp/g07_shiryo3.asp

※電話や来庁(口頭)による受付は行いませんので、ご了承ください。

■ 意見等に対する考え方の公表

提出された意見等は類型化し、市議会の考え方を付して公表します。(個別回答しません)提出いただいた意見等の原稿は返却しません。

問い合わせ・意見提出先

藤沢市議会 議会事務局 議事課

住 所：〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

電 話：0466-50-3566

FAX：0466-24-0123

藤沢市議会

